

# 四 半 期 報 告 書

(第176期第2四半期)

北 越 紀 州 製 紙 株 式 会 社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【役員の状況】 .....	12
第4 【経理の状況】 .....	13
1 【四半期連結財務諸表】 .....	14
2 【その他】 .....	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	25

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月14日

【四半期会計期間】 第176期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 北越紀州製紙株式会社

【英訳名】 HOKUETSU KISHU PAPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 岸 本 哲 夫

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号  
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号

【電話番号】 03(3245)4500

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 真 島 馨

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第175期 第2四半期 連結累計期間	第176期 第2四半期 連結累計期間	第175期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	104,789	107,593	208,289
経常利益 (百万円)	8,091	2,444	10,725
四半期(当期)純利益 (百万円)	6,434	2,001	8,379
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,651	4,037	11,075
純資産額 (百万円)	156,789	164,118	161,080
総資産額 (百万円)	377,843	338,464	343,179
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	31.51	9.84	41.11
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	31.48	9.83	41.07
自己資本比率 (%)	45.8	47.7	46.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,467	8,561	21,363
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△16,422	△10,120	△25,127
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,019	△11,539	9,170
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	22,102	17,942	29,004

回次	第175期 第2四半期 連結会計期間	第176期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	24.54	6.47

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

業務提携契約

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
北越紀州製紙(株)	三菱商事(株)	平成18年7月21日	業務提携 原材料の調達、国内外の紙販売に関する協業等	平成18年7月21日から5年間(以後1年毎の自動更新規定あり)(注)

(注) 合意により、契約期間を平成26年7月20日まで1年間自動更新いたしました。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、経済対策や金融政策の効果等の期待感を背景に、円高の是正や株価の上昇等、緩やかな持ち直しの傾向が見られる一方で、欧州債務問題や新興国の成長鈍化等により、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループにおきましては、販売価格は前年比で軟化したものの、円安を背景とした輸入紙の減少等により、洋紙の国内販売数量が増加し増収となりました。その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は107,593百万円(前年同四半期比2.7%増)となりました。

損益面においては、各種コストダウンを実施したものの、原燃料価格の高騰により当第2四半期連結累計期間の経常利益は2,444百万円(前年同四半期比69.8%減)、四半期純利益は2,001百万円(前年同四半期比68.9%減)となり、大王製紙株式会社の株式取得に伴い発生した負ののれんを持分法による投資利益として計上した前年同四半期との比較では大幅な減益となりました。

主なセグメント別の業績は、下記のとおりであります。

#### ① 紙パルプ事業

紙パルプ事業につきましては、洋紙を中心とした販売数量の増加により増収となりました。損益面においては、各種コストダウンを実施したものの、原燃料価格の高騰等により減益となりました。

以上の結果、紙パルプ事業の業績は以下のとおりとなりました。

売上高 92,931百万円(前年同四半期比 3.7%増)  
営業損失(△) △444百万円(前年同四半期は1,437百万円の営業利益)

#### ② パッケージング・紙加工事業

パッケージング・紙加工事業につきましては、前年にあった大口受注が減少し減収となりました。損益面においては、各種コストダウンを実施したものの、原燃料価格の高騰等により減益となりました。

以上の結果、パッケージング・紙加工事業の業績は以下のとおりとなりました。

売上高 10,327百万円(前年同四半期比 4.0%減)  
営業利益 339百万円(前年同四半期比 6.7%減)

### ③ その他

木材事業、建設業、運送・倉庫事業をはじめとするその他事業につきましては、全体的に厳しい受注環境下であり減収となりました。損益面においては、各種コストダウン効果で増益となりました。

以上の結果、その他の事業の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	4,333百万円(前年同四半期比 1.0%減)
営業利益	293百万円(前年同四半期比 156.5%増)

### (2) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末に比べて4,715百万円減少し、338,464百万円となりました。これは、主として有利子負債の返済等により現金及び預金が11,110百万円減少したこと、売上高の増加に伴い受取手形及び売掛金が2,403百万円増加したこと、株価上昇に伴い投資有価証券が1,722百万円増加したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べて7,753百万円減少し、174,345百万円となりました。これは、主として有利子負債が8,204百万円減少したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べて3,037百万円増加し、164,118百万円となりました。これは、主として四半期純利益等により利益剰余金が893百万円増加したこと、その他有価証券評価差額金が1,400百万円増加したことによるものです。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物の四半期末残高は、前第2四半期連結累計期間末に比べて4,159百万円減少し、17,942百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は8,561百万円(前第2四半期連結累計期間比18.2%減)となりました。

収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益2,362百万円、減価償却費9,447百万円、仕入債務の増加額1,085百万円、支出の主な内訳は、売上債権の増加額2,366百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、10,120百万円(前第2四半期連結累計期間比38.4%減)となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出8,602百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は11,539百万円(前第2四半期連結累計期間は5,019百万円の収入)となりました。

これは主に、短期借入金の減少額7,527百万円、コマーシャル・ペーパーの増加額4,000百万円、長期借入金の返済による支出6,334百万円であります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

##### ①当社の基本方針の内容の概要

当社は、先進の技術と従業員の強固な信頼関係をベースとして、環境負荷を低減した紙素材の提供を通して、顧客・株主・取引先・地域社会等に貢献できる会社となり、同時に企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と認識しております。従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。会社の支配権の移転については、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て却って企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なからず見受けられます。

当社の属する製紙産業は、設備の投資から回収まで長期間を要するものであり、中長期的視点での経営判断が必要とされます。当社は適宜・適切な設備投資を実施し、国際競争力を確保して参りましたが、こうした努力が当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられなくてはなりません。また、当社の競争力の源泉は設備の比較優位性だけでなく、需要家の皆様から当社製品の品質と短期間での納品をはじめとしたお客様の要請に応えるきめ細かなサービスに対して、多くのご支持を頂いていることにあります。さらに、当社グループ従業員の一体感を持った、高いモチベーションや、当社とその事業がなされる地域社会との関係も重要と考えられます。これらが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上にとって不可欠であると考えております。

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

##### ②基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、明治40年の創業以来、一貫して紙素材を社会に提供することにより、社会経済の発展と生活文化の向上に努めております。また、国際的な競争力を有し、持続的な成長を可能とすることにより企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と捉えております。そのため、いかなる事業環境下においても持続的な成長を目指し、さらに企業価値を向上させるため、2020年(平成32年)を目標とする長期経営ビジョン「Vision 2020」のファーストステップとして、平成23年4月より新中期経営計画「G-1st(ジー・ファースト)」に取り組んでおります。ここで掲げた基本方針、経営目標を実現することにより、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。



③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の更新を決議し、同年6月25日開催の第175回定時株主総会において、本プランは株主の皆様のご承認をいただき、更新されました。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の20%以上の買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主に対して当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めるものです。

買付者等が、本プランに定める手続に従うことなく買付等を行う場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、買付等が本プランに定められた客観的な発動要件に該当し、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合は、当社は、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」という。）をとり、当該買付等に対抗することがあります。当社取締役会は、具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、現時点における具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しており、その場合には、当該買付者等による権利行使は認められないなどの差別的行使条件及び当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得するなどの差別的取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、対抗措置の発動、不発動または中止等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プランの有効期間は、平成28年3月期に係る定時株主総会の終結時までとし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されます。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

本プランの導入（更新）時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社に係る取得の手続を取った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

④上記の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株式に対する買付等が行われた場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。従いまして、本プランは、当社の基本方針に沿うものであって、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）も完全に充足しています。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役もしくは社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。本プランの発動については、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

このように、本プランは高度の合理性を有しており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は359百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、MC北越エネルギーサービス(株)を連結子会社化したことに伴い、新たに主要な設備の新設に含まれることとなった計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手及び完了予定		備考
				総額	既支払額		着手	完了	
MC北越エネルギーサービス(株)	本社 (新潟県新潟市東区)	紙パルプ事業	天然ガス発電設備	8,000	4,168	自己資金及び借入金	平成24年8月	平成26年2月	エネルギー費削減、環境対策

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	209,263,814	209,263,814	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は500株であります。
計	209,263,814	209,263,814	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月25日
新株予約権の数(個)	234 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	117,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成25年7月13日～平成40年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 360 資本組入額 180
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」といいます。)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」といいます。）に通知または公告いたします。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告いたします。

### 3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権割当日の翌日から1年後または当社取締役の地位を喪失した日の、いずれか早い日から行使することができます。
- (2) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から起算して5年が経過したときには、以後新株予約権を行使することができないものとします。
- (3) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、以下に定める場合（ただし、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除きます。）には、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）・・・当該承認日の翌日から15日間
- (4) 前記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。
- (6) その他の条件については、新株予約権総数引受契約に定めるところによるものとします。

### 4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

#### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付いたします。

#### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

#### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定いたします。

#### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記イ記載の資本金等増加限度額から前記イに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑨その他の新株予約権の行使の条件

前記新株予約権の行使の条件に準じて決定いたします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月30日	—	209,263	—	42,020	—	45,435

## (6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三菱商事(株)	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	51,740	24.72
日本マスタートラスト信託銀行 (株)(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	15,708	7.51
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	8,561	4.09
日本興亜損害保険(株)	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	4,499	2.15
大王製紙(株)	愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号	4,286	2.05
川崎紙運輸(株)	神奈川県川崎市川崎区浮島町12番2号	4,286	2.05
(株)第四銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071番地1	4,217	2.02
(株)北越銀行	新潟県長岡市大手通二丁目2番地14	4,215	2.01
北越紀州持株会	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号	4,083	1.95
(株)みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,600	1.72
計	—	105,197	50.27

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)の所有株式は、信託業務に係る株式であります。

2 株式会社みずほ銀行は、平成25年7月1日に株式会社みずほコーポレート銀行が株式会社みずほ銀行と合併し、名称を変更したものであります。

3 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び、みずほ投信投資顧問株式会社から平成25年9月24日付で提出された大量保有報告書により、平成25年9月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、当第2四半期会計期末における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書の内容は以下の通りです。

氏名又は名称	住所	保有株式等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,600	1.72
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,269	1.56
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	4,516	2.16
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	748	0.36

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,505,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,415,000	—	—
完全議決権株式(その他)	202,815,500	405,631	—
単元未満株式	1,528,314	—	—
発行済株式総数	209,263,814	—	—
総株主の議決権	—	405,631	—

## ② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 北越紀州製紙(株)	新潟県長岡市西蔵王 三丁目5番1号	3,505,000	—	3,505,000	1.67
(相互保有株式) 北越紀州販売(株)	東京都千代田区神田錦町 三丁目3番地	1,351,500	—	1,351,500	0.65
北越協立(株)	新潟県新潟市北区島見町 4936番地	40,000	—	40,000	0.02
(株)ニッカン	新潟県長岡市西蔵王 三丁目5番1号	23,500	—	23,500	0.01
計	—	4,920,000	—	4,920,000	2.35

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。



1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,056	17,945
受取手形及び売掛金	61,144	63,548
商品及び製品	18,016	18,893
仕掛品	1,984	1,770
原材料及び貯蔵品	13,265	13,093
その他	5,089	6,046
貸倒引当金	△64	△29
流動資産合計	128,492	121,267
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	72,726	73,038
減価償却累計額	△39,226	△40,284
建物及び構築物（純額）	33,500	32,753
機械、運搬具及び工具器具備品	374,318	378,105
減価償却累計額	△276,248	△283,146
機械、運搬具及び工具器具備品（純額）	98,070	94,959
その他（純額）	30,825	35,767
有形固定資産合計	162,396	163,479
無形固定資産	1,281	1,209
投資その他の資産		
投資有価証券	44,233	45,956
その他	6,776	6,551
投資その他の資産合計	51,009	52,507
固定資産合計	214,687	217,196
資産合計	343,179	338,464

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,556	17,513
電子記録債務	4,317	6,665
短期借入金	45,933	36,410
コマーシャル・ペーパー	7,000	11,000
1年内償還予定の社債	—	10,000
未払法人税等	731	553
引当金	2,603	2,511
その他	11,370	11,704
流動負債合計	90,513	96,358
固定負債		
社債	30,000	20,000
長期借入金	42,096	39,714
退職給付引当金	12,853	12,864
その他の引当金	449	428
負ののれん	2,654	1,762
資産除去債務	1,469	1,460
その他	2,062	1,756
固定負債合計	91,585	77,987
負債合計	182,099	174,345
純資産の部		
株主資本		
資本金	42,020	42,020
資本剰余金	45,481	45,480
利益剰余金	70,694	71,588
自己株式	△2,689	△2,670
株主資本合計	155,507	156,419
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,235	4,635
繰延ヘッジ損益	△5	21
為替換算調整勘定	169	524
その他の包括利益累計額合計	3,399	5,181
新株予約権	86	96
少数株主持分	2,087	2,420
純資産合計	161,080	164,118
負債純資産合計	343,179	338,464

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
 【四半期連結損益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	104,789	107,593
売上原価	87,093	91,938
売上総利益	17,696	15,654
販売費及び一般管理費	※1 15,480	※1 15,059
営業利益	2,216	594
営業外収益		
受取利息	20	40
受取配当金	370	358
負ののれん償却額	891	891
持分法による投資利益	※2 4,117	368
助成金収入	651	—
その他	768	1,027
営業外収益合計	6,820	2,686
営業外費用		
支払利息	468	484
為替差損	247	—
設備休止費用	—	180
その他	229	172
営業外費用合計	945	836
経常利益	8,091	2,444
特別利益		
固定資産売却益	45	210
投資有価証券売却益	29	—
保険差益	18	19
その他	4	—
特別利益合計	98	230
特別損失		
固定資産除売却損	483	267
減損損失	33	33
投資有価証券評価損	612	—
その他	19	11
特別損失合計	1,148	312
税金等調整前四半期純利益	7,040	2,362
法人税、住民税及び事業税	614	434
法人税等調整額	△38	△69
法人税等合計	576	365
少数株主損益調整前四半期純利益	6,464	1,997
少数株主利益又は少数株主損失(△)	30	△3
四半期純利益	6,434	2,001

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,464	1,997
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△854	1,200
繰延ヘッジ損益	△4	28
為替換算調整勘定	48	610
持分法適用会社に対する持分相当額	△2	200
その他の包括利益合計	△812	2,039
四半期包括利益	5,651	4,037
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,602	3,783
少数株主に係る四半期包括利益	49	253

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	7,040	2,362
減価償却費	10,183	9,447
減損損失	33	33
のれん償却額	12	12
負ののれん償却額	△891	△891
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△48	10
受取利息及び受取配当金	△391	△399
支払利息	468	484
持分法による投資損益 (△は益)	△4,117	△368
投資有価証券評価損益 (△は益)	612	—
固定資産除売却損益 (△は益)	437	56
売上債権の増減額 (△は増加)	5,972	△2,366
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,429	△478
未収消費税等の増減額 (△は増加)	122	344
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,132	1,085
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△631	82
その他	210	△291
小計	12,451	9,123
利息及び配当金の受取額	404	525
利息の支払額	△472	△495
法人税等の支払額	△2,746	△592
保険金の受取額	830	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,467	8,561
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	△54,109	△23
投資有価証券の売却による収入	48,490	—
投資有価証券の償還による収入	—	500
有形固定資産の取得による支出	△3,789	△8,602
有形固定資産の売却による収入	90	620
子会社株式の取得による支出	△6,710	—
貸付けによる支出	△130	△11
貸付金の回収による収入	169	16
事業譲受による支出	△308	—
預け金の預入による支出	—	△2,000
その他	△123	△621
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,422	△10,120

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	200	△7,527
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	4,000	4,000
長期借入れによる収入	10,546	—
長期借入金の返済による支出	△7,748	△6,334
社債の償還による支出	△300	—
配当金の支払額	△1,226	△1,226
少数株主への配当金の支払額	△5	△7
自己株式の取得による支出	△2	△3
その他	△444	△441
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,019	△11,539
現金及び現金同等物に係る換算差額	△120	1,262
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,055	△11,836
現金及び現金同等物の期首残高	23,158	29,004
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	774
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 22,102	※1 17,942

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
運送費	6,311百万円	6,716百万円
販売諸費	3,538	3,299
給料及び手当	2,034	1,910
賞与引当金繰入額	590	533
退職給付費用	200	112

※2 持分法による投資利益

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

大王製紙株式会社の株式を取得し、持分法を適用したことに伴って発生した負ののれん4,096百万円を含んでおります。

なお、負ののれんの金額は暫定的に算定しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金	22,152百万円	17,945百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△50	△2
現金及び現金同等物	22,102	17,942

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	(注) 1,234	6.00	平成24年3月31日	平成24年6月30日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額8百万円を含んでおります。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月14日 取締役会	普通株式	(注) 1,234	6.00	平成24年9月30日	平成24年12月7日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額8百万円を含んでおります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	(注) 1,234	6.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額8百万円を含んでおります。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月13日 取締役会	普通株式	(注) 1,234	6.00	平成25年9月30日	平成25年12月9日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額8百万円を含んでおります。



## (セグメント情報)

## I 前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙パルプ 事業	パッケージ ング・紙加 工事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	89,658	10,755	100,413	4,375	104,789	—	104,789
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,114	94	1,208	13,787	14,995	△14,995	—
計	90,772	10,849	101,622	18,162	119,785	△14,995	104,789
セグメント利益	1,437	364	1,801	114	1,915	300	2,216

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材事業、建設業、不動産売買、運送・倉庫業、古紙卸業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額300百万円はセグメント間取引消去に伴う調整等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## II 当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙パルプ 事業	パッケージ ング・紙加 工事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	92,931	10,327	103,259	4,333	107,593	—	107,593
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,113	151	1,265	13,422	14,687	△14,687	—
計	94,045	10,479	104,524	17,755	122,280	△14,687	107,593
セグメント利益又は損失(△)	△444	339	△104	293	188	406	594

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材事業、建設業、不動産売買、運送・倉庫業、古紙卸業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額406百万円はセグメント間取引消去に伴う調整等であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	31円51銭	9円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	6,434	2,001
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	6,434	2,001
普通株式の期中平均株式数(千株)	204,209	203,413
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	31円48銭	9円83銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	150	264
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

無担保社債発行の包括決議

当社は、平成25年10月28日開催の取締役会において、無担保国内普通社債の発行に関する包括決議を行いました。概要は次のとおりであります。

1. 社債の種類	無担保国内普通社債
2. 発行総額	金200億円以下 但し、この範囲内で複数回の発行を妨げない
3. 発行価額	各募集社債の金額100円につき金100円
4. 利率	年利1%以内
5. 発行の時期	平成25年11月1日より平成26年3月末日まで
6. 償還期限	4年以上7年以下
7. 償還方法	満期一括償還
8. 資金の使途	設備資金、運転資金及び借入金返済等
9. 担保・保証	担保ならびに保証は付さず、また資産は特に留保しない
10. 特約条項	担保提供制限条項を付すものとする
11. その他	具体的な利率、発行時期、償還期限等の社債発行に関しての必要な一切の事項は、代表取締役社長若しくは代表取締役社長が委任する者に一任する

## 2 【その他】

第176期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）中間配当については、平成25年11月13日開催の取締役会において、平成25年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額             | 1,234百万円   |
| ② 1株当たりの金額           | 6円00銭      |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成25年12月9日 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

北越紀州製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 田	厚 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 野 直 樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 宮 厚 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北越紀州製紙株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北越紀州製紙株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年11月14日

**【会社名】** 北越紀州製紙株式会社

**【英訳名】** HOKUETSU KISHU PAPER CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 C E O 岸 本 哲 夫

**【最高財務責任者の役職氏名】** \_\_\_\_\_

**【本店の所在の場所】** 新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長CEO岸本哲夫は、当社の第176期第2四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。